



鍛冶屋創生塾

響け槌音、極める技、土佐打刃物の未来を拓く
鍛冶職人を目指せ！！

【鍛冶屋創生塾の概要】

「鍛冶屋創生塾」では、土佐打刃物の基礎から自由鍛造と呼ばれる高度な技術までしっかりと学べます。

伝統工芸の技（伝統技術）と言えば、暗黙知の習得の為、仕事と私生活の垣根がなくなる等厳しい徒弟制度や世襲によって伝えられることが多く、現在ではそぐわない制度となっていました。

当塾では、新たに鍛冶職人を目指したい方に夢と道を開き、若く新しい人材の輩出や地域の方々との交流やコラボレーションなどにより新しい潮流を生み出し、伝統を継承するだけでなく、自主的な自己啓発の形で土佐打刃物にしか出来ない自由鍛造の技術を生かした新たな可能性を求めることもできます。

この学校を通じて、世界に誇れる日本の伝統技術、その匠の技と精神を後世につなげていくことを使命と考え、伝統工芸から新しいものづくりにチャレンジする人材の育成に励みます。

研修課程（カリキュラム）

【研修のフロー】

【研修期間】

（1年目）

- ・鍛造用道具の使い方及び基本的な鍛造技術の習得
- ・刃物の基礎知識（歴史・文化・材料）を身につける
- ・技能検定3級金属熱処理の合格 ・研ぎ中心の実習

意欲・能力・適性の判断により2年目の過程へ



（2年目）

- ・利器材等を使った刃物の製作(完成品として一人300本)
- ・技能検定2級金属熱処理の合格
- ・研ぎの技術の習得は必須とする
- ・経営（マネジメント）について学習する
- ・インターンの実施



- ・2年間で組合員企業から生産工程の一部（仕上げ工程の「研ぎ」）を請負えるだけの技術レベルを最低限は付けての卒業となる

2年の課程を修了し土佐打刃物の職人に向けて独立の準備を開始する
（組合員は積極的に独立に向けてサポートする）



【独立準備期間】

- ☆研修終了後は県内の鍛冶屋に協力して頂きをインキュベーター（保育器）として3年を限りに一人前の職人を目指せるように支援する。
- ☆組合員が卒業生をスカウトし自社の職人（後継者）として育てる
- ☆組合企業からの仕事を請負いながら、独立にむけて土佐打刃物の職人を目指す
- ☆卒業後3年間は、毎月塾に出向きフォローアップ講座を受講する

【研修期間】

- 1) 研修期間2年（年間240日を予定）
（研修時間：午前9時～午後5時）
- 2) 研修生 毎年3名を上限に受入する
（将来、県内にて独立し鍛冶屋を目指す事を強く希望する者）
- 3) 研修内容
（実習）

科目	内容
鍛造	鉄・鋼づくり／鍛接（沸し付け）／整形
研ぎ	荒研ぎ／研磨／仕上げ
熱処理	焼入れ／焼き戻し／泥塗り
その他	歪取り／銘入れ／柄付け／安全教育

（座学）

科目	内容
歴史	土佐打刃物の歴史
熱処理	技能検定3級及び2級熱処理
安全教育	鍛造用機械の取り扱いについて
材料学	刃物鋼について
マネジメント	経営（マーケティング・市場調査・新商品の開発）及び経理処理について

（インターシップ）

インターンシップとして組合員企業で商品化（柄付け・パッケージング等）に携わる

（その他）

イベント及び展示会への参加

【研修料と助成制度】

鍛冶屋創生塾では、2年間をかけて将来高知県内にて独立し鍛冶屋を目指す鍛冶研修生を育成します。

そのために、国の「伝統的工芸品産業支援補助金」や、高知県・香美市の「伝統的工芸品産業等後継者育成対策事業補助金」等の補助金を受けて費用を大幅に低減して研修を行います。

ただし、今回の事業において、4月からの約1ヶ月間は国の補助金が支給されない期間もありますが、その間もステップ研修として継続して研修を実施します。

つきましては、募集要項の(選考試験料・研修料等の費用)の研修料に加えて、補助金が受けられない期間に行うステップ研修費を積み立てるため、毎月4万円の負担をお願いする事となります。

具体的には下記のような研修料をお願いする事となります。

【研修料】

令和元年度

	期間	金額
研修料	令和元年11月～令和2年3月	100,000
ステップ研修料	令和元年11月～令和2年3月	200,000
令和元年度研修料合計		300,000

令和2年度

	期間	金額
研修料	令和2年5月～令和3年3月	220,000
ステップ研修料	令和2年4月～令和3年3月	480,000
令和元年度研修料合計		700,000

令和3年度

	期間	金額
研修料	令和3年5月～令和3年10月	120,000
ステップ研修料	令和3年4月～令和3年10月	280,000
令和元年度研修料合計		400,000

また、研修生への助成制度として「高知県伝統的工芸品産業等後継者育成対策事業費補助金」を利用することができます。

【助成制度】

下記の要件を満たした場合に限り、2年間毎月1.5万円が研修生に支給されます。

- 香美市内に居住している者
 - 伝統的工芸品産業に就業意思のある新規就業希望者で、伝統的工芸品等に従事していない者
 - 研修終了後は研修期間の1.5倍の期間香美市に在住し毎年就業報告書を提出する事

等が条件となります。

ただし、途中で研修を中止した場合や研修期間の1.5倍以上の期間、香美市に滞在しなかった場合等の事象が生じた場合は返還の義務が生じます。